

「総合沿岸域管理計画(仮称)策定業務」に係る業務委託企画提案コンペ実施要領

1. 事業の概要等

(1) 事業名

「総合沿岸管理計画(仮称)策定業務委託」（以下「本事業」という。）

(2) 企画提案コンペの趣旨

県では、これまで各主体の事業目的に合わせ、各種調査及び計画を策定してきている。

それらの既存計画、既存調査情報等を収集し、これらの情報を解析し、管理計画策定に向けた関係機関との調整、各計画間の調査情報などを整理する。

これらの調査情報等を踏まえ、行政、専門家等から構成する、沖縄県総合沿岸管理計画検討委員会（仮称）（以下「検討委員会」という。）を設置し、各主体の観点と専門家からの視点からの意見を踏まえ、陸域から海域を一体のものとして捉え、沿岸域の保全（再生・利用を含む。）に努めることを目的とした総合沿岸管理計画（仮称）を策定するため、標記事業委託について企画提案を公募する。

(3) 委託する業務内容

別添「総合沿岸管理計画(仮称)策定業務委託業務仕様書」のとおり。

(4) 業務委託の期間

契約締結の日から平成 25 年 3 月 29 日まで

(5) 予算額

委託料 21,000 千円以内（消費税含む）

2. 参加資格

次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年法律第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定を準用し、一般競争入札参加資格を欠く者でないこと。
- (2) 本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者。
- (3) 本実施要領や別紙仕様書等に記載された趣旨をすべて了解する者。
- (4) 沖縄県の入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (5) 沖縄県の自然環境を十分に把握している必要があることから、沖縄県内に本店を設置する者。
- (6) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とするが、この場合の要件は、「総合沿岸域管理計画(仮称)策定業務に係る業者審査委員会設置要綱」に定める他、次のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 代表する事業者は、沖縄県内に本店を設置していること。
 - ウ 共同企業体を構成する全ての事業者は、(1)、(2)、(3)及び(4)の要件を満たし、

沖縄県内に本店、支社、支店又は営業所等を設置していること。

(7) 県税の納付義務を有する事業者においては、県税に未納がないこと。

(注) ; 地方自治法施行令 (昭和 22 年法律第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

3. 委託企業を決定するまでのスケジュール

(1) 事業説明会

○日時：平成 24 年 7 月 13 日 (金) 14 時 00 分～14 時 30 分

○場所：沖縄県南部合同庁舎 3 階第 5 会議室

ア 説明会参加申込み

- ・ 申込み期限 平成 24 年 7 月 12 日 (木) 12 時
- ※ 本説明会へ参加しないことで応募参加資格の要件を失う事はない。
- ・ 説明会参加申込書 【様式 1】
- ・ 申込み方法 電子メール又は F A X

イ 質問事項

- ・ 質問期限 平成 24 年 7 月 23 日 (月) 午後 12 時 (必着)
- ・ 質問書 【様式 4】
- ・ 質問方法 事業担当者あて電子メール又は F A X によること
- ・ 質問に対する回答方法 全ての説明会参加者申込者に対し質問内容とそれに対する見解を FAX にて送信する。

(2) 企画提案書等の提出

○提出期限：平成 24 年 8 月 6 日 (月) 午後 17 時 (必着)

○提出場所：沖縄県環境生活部環境政策課 (県庁 4 階)

○提出書類等：

次の書類を提出。イのみ 9 部 (1 部は原本、残り 8 部は原本のコピー)、その他は 1 部ずつ提出すること。

ア 企画提案応募申請書

イ 企画提案書

※ 企画提案書の内容は、別添「仕様書」及び以下の項目を参照してください。

※ 企画提案書は A 4 版を基本とし、縦・横どちらでも可とします。

※ 企画提案書のうち、原本を除いた 8 部には社名を記載しないでください。

① 沖縄県総合沿岸管理計画検討委員会 (仮称) の運営

- ・ 協議内容、運営形態、開催頻度、構成団体 (委員)、その他

② 各計画との整合、調査結果の統合に関する事項

- ・ 指標 (調査項目・計画) の提示、各種データ等を統合するにあたっての考え方、その他

③ 普及啓発・地域の合意形成

- ・ シンポジウムの運営形態・方針、行政連絡会の運営の考え方
- ・ 地域保全推進協議会 (仮称) の設置 (委員等)、運営の考え方

- ・ その他
- ④事業スケジュール
- ⑤事業の実施体制
- ⑥その他
- ウ 積算書
- エ 法人概要（会社概要）・・・・・・・・・・ 【様式 2】
- ①定款（又は寄付行為）、②収支決算書（直近 1 年間）を添付
- オ 業務実績書・・・・・・・・・・ 【様式 3】
- カ 誓約書・・・・・・・・・・ 【様式 5】

(3) 第 1 次審査(形式審査)

○審査結果通知日時：平成 24 年 8 月 9 日(木) ※予定

- ・ 県において、書類による 1 次審査を行う。選定された企業に対しては、プレゼンテーションの時間を通知し、選定されなかった業者に対しては、理由を付して結果を通知するものとする。なお、通知は電子メールで行い、追って書面で通知する。
- ・ 選定された企業名は公表しない。
- ・ 参加企業や外部からの問い合わせ、及び審査経緯や結果等に関する異議の申し立ては受け付けない。
- ・ 提出期限内に必要な書類の提出が全て揃わない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 第 2 次審査（内容審査）

○日時：平成 24 年 8 月 14 日（火） 14：00～17：00

○場所：沖縄県庁 4 階第環境生活部調整室 ※予定

- ・ 第 2 次審査にあたっては、企画提案書の内容について提案者からプレゼンテーションを行う。
- ・ 日程等は変更する可能性がある。一次審査結果発表後に、選定企業に対して詳細（期日、時間配分、プレゼン方法等）は電子メールで連絡するものとする。
- ・ プレゼンの順番については、企画提案書等を受付けた順とする。
- ・ 指定された時間を 10 分以上超過しても審査会場へ来ない場合は、特段の事情がある場合を除き、辞退したものとみなす。

【2 次審査に係る留意事項】

- ア プレゼンテーションにおいては、審査委員が容易に理解できるよう、説明は手短で簡潔にすること。なお、DVD や PC などの電子機器及びプロジェクターを使用する場合は 2 次審査の前日までに連絡すること。
- イ プレゼンテーションの時間帯については、1 次審査の確定後、改めて選定企業各社へ連絡するものとする（現時点では 20 分程度のプレゼン時間を想定）。
- ウ プレゼンテーションに際しては、期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び追加資料は一切受け付けない（ただし、プレゼンの場において、プロジェクターや手持ちボード等を使って補足説明することは可とする）。
- エ 委託企業の選定は、提案書の内容や経費等を県が設置する審査委員会（2 次審査）において審査し、最も優れた提案者を 1 社のみ決定する。
- オ 審査過程や参加企業の提出書類は公開しない。また、選定結果についての質問や

異議申し立て等は受け付けない。

(5) 選定決定通知

○選定結果通知期日：平成 24 年 8 月 17 日（金）※午後 1 時以降（予定）

※選定結果は県より電子メールで通知し、追って書面にて通知する。

4. 選考基準

選定委員会（2 次審査）においては、以下の選考基準に従い委託企業を選定する。

- ①事業の趣旨、目的との適合性
- ②事業の実施体制
- ③事業計画の具体性
- ④事業成果の発展可能性
- ⑤事業内容の効率性、経済性
- ⑥その他（業務の実施にあたっての独自の提案等）

5. 審査過程における全体的な留意事項

- (1) 本企画提案コンペに係る提案書作成や企画調整及び移動等に要する経費については、すべて参加者の自己負担とする。
- (2) 提出された各書類については返却しない。なお、本事業に係る提案書類及び内容等については、県環境政策課（本コンペ関係者のみ）及び審査委員以外に一切公開しないものとする。
- (3) 委託企業選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。また、委託企業の決定後、速やかに契約に係る事務調整を行うが、具体的な業務調整を行う中で、企画プレゼンテーション等の内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離しているものと県が判断した場合は、契約前に当該企業を失格とし、審査会において次点であった企業に業務委託先を変更する場合がある。

6. 委託企業決定後の業務遂行にあたって

- (1) 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により変更することがある。
- (2) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。
- (3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

7. 問い合わせ先（県）

- ・ 住 所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（沖縄県庁 4 階）
- ・ 部課名：沖縄県環境生活部環境政策課

- ・ 担当者：横田
- ・ 電 話：098-866-2183 FAX：098-866-2308
- ・ e-mail：aa025003@pref.okinawa.lg.jp
- ・ 時間：月曜～金曜（祝祭日を除く） 8:30～17:15